

箕面市子ども・子育て会議書面会議実施要領

令和2年5月18日

箕面市子ども・子育て会議会長決定

1. 目的

箕面市子ども・子育て会議条例施行規則第五条の規定により、子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上の出席をもって開催することとしているが、緊急またはやむを得ない理由により会議を開催することが困難なときは、書面で各委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができるものとする。

2. 書面議決の実施

- (1) 会長は書面議決の実施にあたり、返信期日を指定し、議案書、書面表決書、参考資料等を全委員に送付するものとする。
- (2) 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。
- (3) 書面表決書は、賛成または反対を明らかにするように実施し、委員の署名または捺印がないものは無効とする。
- (4) 議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 結果の報告

会長は会議後、各委員の表決内容および意見の記録を議事録として作成し、全委員に報告する。